

防整技第8969号
令和6年4月12日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

週休2日制工事の実施における工期の設定、工事費の補正等について（通知）

標記について、週休2日制工事の実施について（防整施第8970号。令和6年4月12日）別紙の5及び7に示す事項を別紙のとおり定め、令和6年4月15日以降に入札公告及び手続き開始の公示等を行う建設工事に適用することとしたので通知する。ただし、施行日以前に公告等を行った建設工事への適用を妨げない。

なお、週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について（防整技第7249号。令和5年3月30日）及び港湾工事における週休2日制工事の試行に係る工事費の補正、工事成績評定等について（防整技第7250号。令和5年3月30日）については廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局総務課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局総務部経理課長、防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局企画部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

週休2日制工事の実施における工期の設定、工事費の補正等について

1 工期の設定

現場閉所型（発注者指定型）における各建設工事に係る工期の設定は、以下に留意して行うものとする。

(1) 工期設定の検討方法

建築及び設備工事においては、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」、土木工事においては標準歩掛等に基づく「土木工事積算システム」を利用する場合は、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

(2) 適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとし、降雪、出水期等の作業不能日についても適宜設定を行うものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、90日間を最大として、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

(3) 後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

2 工事費の補正

(1) 積算方法（現場閉所型の場合）

当初の予定価格から、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が全ての月ごとに28.5%以上を満たすことを前提に、下表のとおり、労務費等（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）を補正し工事費を積算する。

なお、工事完成時に、全ての月ごとに現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

（建築・設備工事で用いる補正係数）

| | 労務費（複合単価） | 市場単価等 |
|------|-----------|-------|
| 工期全体 | 1.02 | 付紙1 |
| 月単位 | 1.04 | |

(土木工事で用いる補正係数)

| | 労務費 | 機械経費 (賃料) | 共通仮設費 | 現場管理費 | 市場単価等 |
|------|------|--------------|-------|-------|-------|
| 工期全体 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.03 | 付紙2 |
| 月単位 | 1.04 | 1.02 | 1.03 | 1.05 | |

(港湾工事で用いる補正係数)

| | 労務費 | 機械経費 (賃料) | 共通仮設費 | 現場管理費 | 市場単価等 |
|--------|------|--------------|-------|-------|-------|
| 4週8休以上 | 1.04 | 1.02 | 1.02 | 1.03 | 付紙3 |

(算定基準の例)

現場閉所型で当初契約を行う場合、上記各表の「月単位」の補正係数を用いて工事費の積算を行う。現場閉所の達成状況を確認し、全ての月ごとでは4週8休以上に満たないが現場施工期間においては4週8休以上を満たした場合は補正係数を「工期全体」に変更し、請負代金額を変更する。

(2) 積算方法(現場非閉所型・交替制の場合)

当初の予定価格から、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者(以下「現場代理人等」という。)の各人における平均休日数日の割合(以下「休日率」という。)が全ての月で28.5%以上を満たすことを前提に、下表のとおり、労務費等を補正し工事費を積算する。

なお、工事完成時に、現場代理人等の各人における全ての月で休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

(建築・設備工事で用いる補正係数)

| | 労務費(複合単価) | 市場単価等 |
|------|-----------|-------|
| 工期全体 | 1.02 | 付紙1 |
| 月単位 | 1.04 | |

(土木工事で用いる補正係数)

| | 労務費(複合単価) | 現場管理費 |
|------|-----------|-------|
| 工期全体 | 1.02 | 1.01 |
| 月単位 | 1.04 | 1.03 |

(港湾工事で用いる補正係数)

| | 労務費 | 機械経費 (賃料) | 共通仮設費 | 現場管理費 | 市場単価等 |
|--------|------|--------------|-------|-------|-------|
| 4週8休以上 | 1.04 | 1.02 | 1.02 | 1.03 | 付紙3 |

(算定基準の例)

現場非閉所型・交代制で当初契約を行う場合、上記各表の「月単位」の補正係数を用いて工事費の積算を行う。現場施工期間中の現場代理人等の休日の達成状況を確認し、全ての月ごとでは4週8休以上に満たない場合は、補正係数を「工期全体」に変更し請負代金額を変更する。

3 その他

(1) 工事特記仕様書への記載

工事特記仕様書には、以下を記載するものとする。

ア 週休2日制工事（現場閉所型）の場合 ※【 】はいずれかを記載する

1 本工事は、週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

(2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月で現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所を設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

5 工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するの）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

6 現場閉所の達成状況及び精査

【建築・設備工事の場合】

現場施工期間における全ての月ごとの現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

【土木・港湾工事の場合】

現場施工期間における全ての月ごとの現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合 ※【 】はいずれかを記載する

1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら、各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交代しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

(2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月の休日日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における現場施工期間内における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

3 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

4 休日率の達成状況及び精査

【建築・設備工事の場合】

工事完成時において、現場施工期間における全ての月ごとの現場代理人等の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

【土木・港湾工事の場合】

工事完成時において、現場施工期間における全ての月ごとの現場代理人等の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を請負代金額の変更により減額するものとする。

（2）疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設技術管理官付（各技術班）と協議するものとする。

市場単価（建築・設備工事）

市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）は、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（国営積第13号。令和6年3月22日）により市場単価を補正する。

市場単価（土木工事）

市場単価方式による積算については、週休2日の現場閉所の実施状況に応じ、下表により補正を行うものとする。

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | | |
|-----------------------------|-------|------|------|------|------|
| | | 現場閉所 | | 交代制 | |
| | | 通期 | 月単位 | 通期 | 月単位 |
| 鉄筋工 | | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| ガス圧接工 | | 1.02 | 1.03 | 1.02 | 1.03 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.01 | 1.02 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.02 | 1.03 | 1.01 | 1.03 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 法面工 | | 1.01 | 1.02 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.03 | 1.01 | 1.03 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.02 | 1.03 | 1.01 | 1.03 |
| 道路植栽工 | 植樹 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| | 剪定 | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 公園植栽工 | | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 1.01 |
| グルーピング工 | | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.01 | 1.02 | 1.01 | 1.02 |
| コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工） | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |

市場単価（港湾工事）

港湾工事標準市場単価に下記の補正係数を乗じ算出するものとする。

補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

適用積算基準別 経費補正一覧

| 適用積算基準 | 経費補正係数 | 労務単価 1.04 | 機械経費(賃料) 1.02 | 共通仮設費率 現場管理費率 |
|--------------|--------|--------------|------------------|----------------------------|
| 港湾土木請負工事積算基準 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03 |
| 土木工事積算基準 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 共通仮設費率1.03 現場管理費率1.05 |
| 空港請負工事積算基準 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 共通仮設費率1.03 現場管理費率1.05 |